

認定通関業者認定公告

関税法第79条第1項の規定により、下記のとおり認定通関業者の認定をしたので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年9月12日

名古屋税関長 藤原 健朗

記

1. 認定通関業者の名称及び住所

中部マリン・サービス株式会社（法人番号 4190001015529）
三重県四日市市塩浜町1番地

2. 関税法第7条の2第1項及び第2項に規定する特例委託輸入者からの依頼を受けて特例申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

中部マリン・サービス株式会社 本社
三重県四日市市塩浜町1番地

3. 関税法第67条の3第1項及び第2項に規定する特定委託輸出者からの依頼を受けて特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

2.に同じ

4. 認定年月日

平成28年9月12日